

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和7年度)

政策	8 生活環境					
目指す姿	1 犯罪・事故のない地域の実現					
施策の方向性	⑤ 自立した消費者の育成と消費者被害の防止					
事業名	消費生活安全・安心事業			事業年度	H25	年度～ 年度
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課			
チーム名	消費生活チーム					

1 事業実施の背景及び目的

平成21年度以降、国の基金や交付金を活用し、消費生活相談等の体制を整備してきたが、特殊詐欺や消費者問題の被害が依然として深刻であることから、引き続き「地方消費者行政強化交付金」を活用し、県及び市町村の消費生活相談体制の維持・充実を図るとともに、被害の未然防止に向けた消費者教育の一層の推進を図る。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和7年度 予算額	令和6年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	消費生活安全・安心事業	悪質事業者への法執行力の強化、消費生活相談体制の充実、消費者教育の推進。	15,633	11,084	
2	消費生活安全・安心支援事業	市町村が行う消費生活相談体制の維持・充実や新たな消費者問題等に関する取組に対する助成。	9,610	6,936	
3					
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	25,243	18,020	0
国庫補助金	地方消費者行政強化交付金		18,194	18,020	
県債					
その他	産業廃棄物対策基金繰入金		1,422	0	
一般財源			5,627	0	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	年間の生活センター啓発事業等への参加者数(人)【成果指標】									
指標式	年間の生活センター啓発事業等への参加者数									
出典	生活センター調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標a					1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実績b					945	1,089	1,556			
b/a					94.5%	108.9%	155.6%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の令和6年の被害額が9億円を超えるなど深刻な状況にあるほか、インターネット等を利用した取引の増加などに伴い消費者問題の内容が複雑化・多様化して、高齢者に限らず幅広い年代で消費者被害が発生していることから、被害の未然防止のための啓発活動や、相談体制の充実・強化により、消費生活の安全・安心を図る必要がある。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	高齢者を対象としたテレビCMや新聞広告、幅広い年代を対象としたウェブ広告など、ターゲットに応じた媒体を活用した効果的な啓発活動を行うとともに、オンラインを活用した研修の受講等により、経費を削減しながら消費生活相談員のスキルアップに努めた。
----	---	----	---

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	(※前回の参考結果)	B
----	---	------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの
「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

デジタル化の進展や社会情勢の変化により多様化・複雑化している消費者問題に対応する必要がある。
また、国では地方公共団体に対して消費者行政予算の自主財源化を促しており、令和7年度で地方消費者行政強化交付金(地方消費者行政推進事業)の活用期間が終了することから、財源の確保が困難となっている。

(2) 今後の対応方針

消費者被害の未然防止のため相談体制の充実を図るとともに、各種講座の開催や関係機関との連携、多様な媒体を活用した啓発活動など、ライフステージに応じたより効果的な消費者教育の推進に努める。
引き続き交付金(地方消費者行政強化事業)を活用し事業を実施するとともに、地方消費者行政推進事業に代わる新たな財政支援について国へ要望を続ける。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの
「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和7年度)

政策	8 生活環境					
目指す姿	1 犯罪・事故のない地域の実現					
施策の方向性	① 防犯意識の向上と防犯活動の促進					
事業名	安全・安心なまちづくり事業			事業年度	H16	年度～
						年度
部局名	生活環境部		課室名	県民生活課		
チーム名	安全安心まちづくり・交通安全チーム					

1 事業実施の背景及び目的

安全・安心な社会の実現は、県民共通の願いである。少子高齢化が急速に進行する本県において、社会全体で防犯・雪対策を推進していくため、自主的な防犯活動や犯罪防止に配慮した環境を整備するとともに、犯罪被害に遭った人々を地域で支える社会の形成、除排雪の事故防止等を図り、「日本一安全で安心な秋田県」を実現する。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和7年度 予算額	令和6年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	防犯活動推進事業	県民や地域の防犯意識を高め、自主的な防犯活動を促進し、犯罪を防止する環境を整備する。	144	140	
2	犯罪被害者等支援事業	民間団体や市町村等と連携し犯罪被害者等を支援するとともに、県民の被害者等に対する関心と理解を深める。	8,454	7,245	
3	雪対策推進事業	地域で支え合う除排雪支援体制の整備や、雪害事故防止の普及啓発を図る。	4,698	4,607	
4	高齢ドライバー交通事故防止事業	高齢運転者の死亡事故を防止するため、安全運転に特化した意識啓発を行う。	1,760	1,579	
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	15,056	13,571	0
国庫補助金	性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金、人権啓発活動地方委託費		3,967	3,567	
県債					
その他	寄付金		100	200	
一般財源			10,989	9,804	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	除排雪団体数(団体)【成果指標】									
指標式	県事業による除排雪団体の立ち上げ数(累積)									
出典	県民生活課調べ									
把握時期	当該年度3月									
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標a	44	50	55	60	65	70	75	80	85	90
実績b	43	46	51	57	63	69	74			
b/a	97.7%	92.0%	92.7%	95.0%	96.9%	98.6%	98.7%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	人口減少と少子高齢化により、地域コミュニティ機能が減退し、除排雪の担い手不足のほか、高齢者の雪による事故が多発していることから、高齢者等の除排雪作業を地域の支え合いにより支援する体制の整備が急務である。また、刑法犯認知件数は全国最少レベルにあるものの、近年、増加傾向にあることから、各地域で行っている自主防犯活動の推進、環境整備の促進が必要である。
----	---	----	--

(判定基準)a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	b	理由	
----	---	----	--

(判定基準)a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	除排雪作業の事故防止に向け、多くの県民が訪れる商業施設等でチラシ配布を行ったほか、テレビやラジオ放送に加えて、県公式XやフェイスブックなどのSNSを活用して注意喚起を行った。また、防犯情報誌等による情報提供や自主防犯活動優良団体への表彰により、限られた予算の中で、防犯に対する意識の高揚と活動の活性化を図った。
----	---	----	---

(判定基準)a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回 参考 結果	B
----	---	----------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」:「A」、「C」以外の判定のもの

「C」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

人口減少と高齢化により、自主防犯活動団体の減少や除排雪団体構成員の高齢化が進んでいることから、新たな担い手の確保が困難となっており、団体の活動の活性化や安定した活動の継続が課題となっている。

また、多くの県民は、犯罪に巻き込まれることや身近で犯罪被害者等に接する機会が少ないことから、犯罪被害者等が置かれた立場について、県民の理解が不足している。

(2) 今後の対応方針

引き続き、安全・安心まちづくりについて顕著な功績があった団体等を表彰し、県民に広くその活動内容を周知するとともに、情報紙を発行し、県内の自主防犯活動団体の先進事例等を共有することで、活動員の意欲の向上と活動の活性化を図る。

また、市町村と除排雪団体による情報交換会を開催して連携を強化するほか、新たな除排雪団体の立ち上げに要する経費を補助し、活動を支援する。

さらに、「犯罪被害を考える日」の街頭キャンペーンによるチラシの配布や犯罪被害者週間「県民のつどい」における犯罪被害者遺族等の講話などにより、県民の犯罪被害者等支援に対する理解を深める。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準)a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準)a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		【総合評価の判定基準】 「A」:「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの 「B」:「A」、「C」以外の判定のもの 「C」:「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの
----	--	--

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和7年度)

政策	8 生活環境					
目指す姿	2 快適で暮らしやすい生活の実現					
施策の方向性	⑤ 情報通信インフラ等の整備の促進					
事業名	DX戦略推進事業			事業年度	R3	年度～
						年度
部局名	企画振興部		課室名	デジタル政策推進課		
チーム名	調整・DX推進チーム					

1 事業実施の背景及び目的

生活の利便性向上や地域課題の解決には、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境が必要となるため、様々な分野のデジタル化・DXを進めていくことが重要であるが、デジタル技術の利活用について、地域や個人間等の格差(デジタルデバイド)が生じていることから、これらの解消を図る必要がある。

2 事業概要及び財源

(単位:千円)

	事業内訳	概要	令和7年度 予算額	令和6年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	高齢者向け「デジタル生活」わくわく体験事業	高齢者のデジタル活用を推進するため、スマートフォンの操作体験会や、地域で支援するデジタル活用サポーターを育成する研修会を実施する。	1,638	7,549	
2	Let'sコネクト! デジタル未来ふれあい事業	先進技術に関する県民の理解促進を図るため、多様なデジタル技術を体験できるイベントを開催する。	12,023	12,000	
3	秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム運営事業	産学官が連携し、デジタル技術の活用による地域課題の解決等により県内産業の振興を図るため、コンソーシアムの活動を行う。	387	240	
4	DX推進アドバイザー活用事業	デジタル化・DXを推進するため、先進技術の動向や専門知識等を有する外部人材からの助言を得る。	2,707	2,814	
5	伴走型マッチング支援事業	各部局等が抱える課題をデジタル技術の活用により解決するため、広く民間企業から提案を募り、課題と解決手法のマッチングを図る。	7,900	11,002	
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	24,655	33,605	0
国庫補助金		地方創生推進交付金	9,933	11,483	
県債					
その他		東北情報通信懇談会からの補助	300	300	
一般財源			14,422	21,822	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	操作体験会参加者数(人)【成果指標】									
指標式	スマートフォン操作体験会の参加者数									
出典	デジタル政策推進課調べ									
把握時期	当該年度3月									
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標a	-	-	-	-	1,600	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
実績b				544	1,012	860	1,032			
b/a				63.3%	47.8%	57.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名	デジタル技術体験イベント参加者数(人)【成果指標】									
指標式	デジタル技術の体験イベントの参加者数(人)									
出典	デジタル政策推進課調べ									
把握時期	当該年度12月									
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標a	-	-	-	-	1,200	1,200	1,200	2,200	2,200	2,200
実績b					2,133	1,751	4,135			
b/a					177.8%	145.9%	344.6%	0.0%	0.0%	0.0%

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	高齢者などのデジタルに不慣れな方へのサポートや、広く県民のデジタル技術への理解促進に取り組むことは、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境づくりにつながり、ひいては県民の利便性向上や地域課題の解決等に資することから、本事業の必要性は非常に高い。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	b	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	高齢者向けスマートフォン操作体験会については、NPO法人や通信事業者、市町村等、多様な主体と課題を共有し、協力を得ながら実施することができた。デジタル技術の体験イベントについては、事前のWeb予約、隣接会場で開催されていたイベントとの連携等、集客力向上のための取組を実施し、イベントの効果を最大化することができた。
----	---	----	---

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回 ※回 参 考 結 果	B
----	---	------------------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

高齢者向けスマートフォン操作体験会については、市町村広報紙での周知に加え、ラジオの活用や開催会場での呼びかけ等工夫を行ったが、体験会の内容が伝わりにくかったため、成果指標である操作体験会参加者数は目標に達しなかった。デジタル技術の体験イベントについては、先進技術の変化に即応し、県民の関心が高いコンテンツを充実させるのが困難となっている。

(2) 今後の対応方針

高齢者向けスマートフォン操作体験会については、認知度向上が参加者数の増加に繋がることから、県民の目に留まるキャッチーな広告を増やすなど、伝わりやすい広報活動を行う。また、集客が見込めるイベントとの連動開催や、高齢者が集まりやすい会場での開催について市町村と調整を行い、参加者の増加を図る。 デジタル技術の体験イベントについては、将来のデジタル人材の裾野を広げるため、主に中高生にデジタル技術への関心を持ってもらうことを目指し、先端の技術を活用したコンテンツの充実を図る。
--

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		【総合評価の判定基準】 「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの 「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの
----	--	---

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和7年度)

政策	8 生活環境				
目指す姿	2 快適で暮らしやすい生活の実現				
施策の方向性	④ 空き家対策の推進				
事業名	空き家対策総合推進事業			事業年度	R4 年度～年度
部局名	あきた未来創造部	課室名	地域づくり推進課		
チーム名	調整・地域活性化チーム				

1 事業実施の背景及び目的

空き家の増加は、防災、防犯、景観などの問題に広く関係しているが、毎年のように積雪による空き家の倒壊が相次ぐなど、県民の安全・安心の確保の観点から空き家対策は喫緊の課題となっていることから、空き家の増加抑制や活用を促進する。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和7年度 予算額	令和6年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	空き家対策総合推進事業	空き家の増加抑制や活用を促進するため、相談会や広報、市町村職員向け研修会を実施するほか、市町村・関係団体等との情報交換を行う。	7,081	7,883	
2					
3					
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	7,081	7,883	0
国庫補助金					
県債					
その他					
一般財源			7,081	7,883	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	空き家の増加率(%)【成果指標】									
指標式	空き家の増加率(対前年度比)									
出典	地域づくり推進課調べ									
把握時期	翌年度7月									
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標a					3.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
実績b					0.3	8.2	6.8			
b/a					190.0%	-210.0%	-480.0%			

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	空き家は、防災、防犯、景観などに広く関係している。老朽化や雪国特有の積雪による倒壊のおそれなどの危険があり、住民の安全・安心の確保に向けて、空き家対策は喫緊の課題である。本県の一戸建て空き家は20年間で2倍超に増加しており、独居高齢者が多い本県では今後もさらなる増加が見込まれていることから、空き家対策の取組を進める必要がある。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	c	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	限られた予算で開催する県内各地域の空き家相談会への申込みを一定数確保するため、各市町村の広報紙や県ウェブサイト、SNS、新聞記事などの幅広い媒体を活用した周知を行い、多くの申込みと具体の相談につなげた(相談件数107件)。
----	---	----	---

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	(※前回 の参考 結果)	B
----	---	--------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」:「A」、「C」以外の判定のもの

「C」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

今後も、人口減少と少子高齢化の進行による空き家の増加が見込まれているが、空き家の増加抑制や活用の促進に向けた県民の意識醸成が十分でなく、適切な管理等がされていない空き家が多数存在している。また、市町村が行う指導・勧告等の行政措置や困難事案等への対応力が十分ではない。

(2) 今後の対応方針

各地域で空き家相談会を開催するほか、空き家問題に関する新聞広告や県民向けセミナーの開催による普及啓発を行うなど、空き家に早期に対応する気運の醸成を図るとともに、市町村職員向けに研修会を開催し対応力の向上を図る。
また、県・市町村・関係団体等が連携した空き家対策に関する情報交換や検討を行う連絡会議を開催し、更なる空き家対策を進めていく。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

「A」:「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」:「A」、「C」以外の判定のもの

「C」:「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--

事業評価調査書(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和7年度)

事業計画計画書（目的設定、中間計画、年度計画）				計画年度：令和7年度		
政策	8 生活環境					
目指す姿	2 快適で暮らしやすい生活の実現					
施策の方向性	③ 人と動物が共生する地域づくり					
事業名	動物にやさしい秋田推進事業			事業年度	H27	年度～
						年度
部局名	生活環境部	課室名	生活衛生課			
チーム名	食品安全・動物愛護チーム					

1 事業実施の背景及び目的

近年、動物愛護に対する県民の関心が高まってきており、「人と動物が共生する社会の形成」を更に推進していくために、県民、飼い主等の意識の向上をより一層図るとともに、動物愛護団体やボランティア等との協働が不可欠となっている。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和7年度 予算額	令和6年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	「人と動物が共生する社会の形成」推進事業	ボランティアの育成、犬猫の適正譲渡の推進、地域猫対策の実施。	4,840	6,646	
2	動物にやさしい秋田PR事業	動物愛護センターの周知により「動物にやさしい秋田」をPRする。	1,858	1,800	
3	デジタル技術を活用した動物の愛護及び管理推進事業	デジタル技術を活用し、適正飼養の普及啓発及び譲渡事業等のさらなる推進を図る。	569	1,464	
4	クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した動物愛護団体支援事業	クラウドファンディングを活用したふるさと納税の寄付金を財源として動物愛護団体の活動を活発化させる。	6,396	3,869	
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	13,663	13,779	0
国庫補助金					
県債					
その他		寄付金、諸収入	6,600	4,744	
一般財源			7,063	9,035	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	犬猫の収容頭数(頭)【業績指標】									
指標式	犬猫の収容頭数									
出典	生活衛生課調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標a			1,000	800	700	600	500	400	350	350
実績b			1,207	1,048	835	573	525			
b/a			79.3%	69.0%	80.7%	104.5%	95.0%			

【指標Ⅱ】

指標名	動物ふれあい事業参加者数(人)【成果指標】									
指標式	動物ふれあい事業参加者数									
出典	生活衛生課調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標a			11,400	12,800	17,000	22,000	27,000	32,000	37,000	42,000
実績b			34,586	9,080	8,492	9,968	13,620			
b/a			303.4%	70.9%	50.0%	45.3%	50.4%	0.0%	0.0%	0.0%

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	「人と動物が共生する社会の形成」を推進するために、拠点施設を活用し、普及啓発や動物愛護団体等との協働の推進を図るものであり、目標達成のために必要である。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	c	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	動物愛護団体との密接な連携とボランティアの積極的な活用、飼養管理における電子化の導入により、動物の管理や譲渡に係る労力・費用を抑えて事業を実施することができた。
----	---	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	(※前回 参考 結果)	B
----	---	-------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」:「A」、「C」以外の判定のもの

「C」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

飼い主のわからない猫に対する餌やりや無計画な繁殖による多頭飼育の崩壊により、犬猫の収容数が多い状態が続いている。また、収容された犬猫の中には人に馴れないなどの理由から、適切な譲渡先を見つけることができず、殺処分せざるを得ない場合がある。

(2) 今後の対応方針

「人と動物が共生する社会の形成」を図るための拠点施設として動物愛護センターを活用するとともに、犬猫の適正飼養の啓発等にこれまで以上に積極的に取り組むことにより、「動物にやさしい秋田」を推進する。

また、動物愛護センターが実施する「命の教室」「一般公開講座」「合同譲渡会」等の事業を幅広く周知するとともに、離れた場所にいる小中学生や県民も参加が可能となるオンライン配信を活用することで利便性の向上を図るなど、広く適正飼養の啓発を進めていく。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		【総合評価の判定基準】 「A」:「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの 「B」:「A」、「C」以外の判定のもの 「C」:「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの
----	--	--

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和7年度)

事業計画調査（目的設定、中間計画、年度計画）					計画年度：令和 年度		
政策	8 生活環境						
目指す姿	2 快適で暮らしやすい生活の実現						
施策の方向性	① 食品の安全の確保と水道事業の基盤強化への支援						
事業名	あきたの食安全・安心推進事業				事業年度	H22	年度～
							年度
部局名	生活環境部		課室名	生活衛生課			
チーム名	食品安全・動物愛護チーム						

1 事業実施の背景及び目的

全国で食品の安全性に対する消費者の信頼が損なわれる事件が相次いでおり、生産から消費に至る各段階において、科学的根拠に基づき安全性を確保する取組が求められている。そのため、食品事業者へ秋田県HACCP認証等衛生管理に関する技術支援を行い、県産加工食品の安全・安心の確保や法令遵守に導く。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和7年度 予算額	令和6年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	秋田県HACCP認証推進事業	食品事業者に対し、秋田県HACCP認証制度の普及や、手引書を活用した支援により、秋田県HACCP認証取得の導入を推進する。	2,095	1,231	
2	自主的衛生管理強化事業	食品事業者が実施する自主的衛生管理の強化を支援する。	2,768	2,725	
3	食品安全・安心推進事業	「秋田県食品の安全・安心に関する条例」及び基本計画等に基づき、食品の安全・安心に関する総合的な施策の推進を図る。	401	120	
4	食品添加物検査の妥当性確認事業	食品添加物検査について、国通知により令和11年3月までに分析法の妥当性確認が必要とされたため、現在の各検査方法について、妥当性確認を実施する。	5,275		
5	地域振興局業務の体制整備事業	獣医師や化学等の専門職員の配置が厳しい状況にあることから、規模の小さい保健所環境指導課を集約し、オンライン相談や業務委託により利便性を確保する。	4,983		
その他合計 (件)					
財源内訳			15,522	4,076	0
左の説明					
国庫補助金					
県債					
その他			4,568	1,546	
一般財源			10,954	2,530	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	秋田県HACCP認証取得件数(施設)【成果指標】									
指標式	秋田県HACCP認証取得件数(延べ施設数)									
出典	生活衛生課調べ									
把握時期	翌年度4月									
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標a	140	150	180	200	220	235	250	260	260	260
実績b	134	151	188	221	229	235	241			
b/a	95.7%	100.7%	104.4%	110.5%	104.1%	100.0%	96.4%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名	自主的衛生管理巡回指導件数(件)【業績指標】									
指標式	食品衛生推進員による自主的衛生管理巡回指導件数									
出典	(公社)秋田県食品衛生協会業務実績報告									
把握時期	翌年度4月									
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標a	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	6,000	6,000	6,000	6,000
実績b	8,074	8,056	6,075	7,542	5,517	5,724	6,161			
b/a	100.9%	100.7%	75.9%	94.3%	69.0%	71.6%	102.7%	0.0%	0.0%	0.0%

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	HACCPに沿った衛生管理が令和3年6月から義務化となっており、大規模事業者等への秋田県HACCP認証の推進及び小規模事業者へのHACCP制度化の周知は、事業者に義務化となったHACCPに沿った衛生管理を継続して実施させ、食品の安全・安心を確保するために必要性が高い。
----	---	----	--

(判定基準)a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	b	理由	
----	---	----	--

(判定基準)a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	食品事業者に対する秋田県HACCP認証制度の普及については、当県が独自に作成した手引き書を活用して導入支援に取り組んでいる。 手引き書にはきりたんぼや稲庭うどんなど、代表的な県産食品毎に衛生管理マニュアルや危害要因分析の例示を盛り込むことにより、食品事業者の理解促進を図ることで、効率的な指導を実施している。
----	---	----	---

(判定基準)a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回 ※回 参 考 結 果	B
----	---	------------------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」:「A」、「C」以外の判定のもの

「C」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

秋田県HACCP認証については、その取組が一定程度進んだことにより、新たな取得件数は伸び悩んでいる。また、認証を取得した食品事業者によっては、理解不足からHACCPに沿った衛生管理の実施状況に差がある。

(2) 今後の対応方針

秋田県HACCP認証の取得については、HACCPに基づく衛生管理の導入に取り組んでいる事業者に対し、引き続き手引き書等を用いた効率的な助言指導を行うことにより、取得事業者を増やしていく。
また、食品衛生推進員の巡回指導時において、HACCPに沿った衛生管理の指導や記録等の確認に時間をかけることにより、食品事業者がHACCPに沿った衛生管理が継続できる環境を整えていく。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準)a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準)a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		【総合評価の判定基準】 「A」:「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの 「B」:「A」、「C」以外の判定のもの 「C」:「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの
----	--	--

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度:令和7年度)

事業計画調査（目的設定、年間計画、事業計画）				計画年度：令和7年度		
政策	8 生活環境					
目指す姿	2 快適で暮らしやすい生活の実現					
施策の方向性	② 生活衛生営業者への支援					
事業名	生活衛生関係営業育成事業費				事業年度	H20 年度～ 年度
部局名	生活環境部	課室名	生活衛生課			
チーム名	調整・生活衛生・水道チーム					

1 事業実施の背景及び目的

生活衛生関係営業(以下、「生衛業」という。)は県民の日常生活と密接な関わりを持ち、公衆衛生の向上に寄与する重要な役割を担っているため、営業施設の改善向上、経営の健全化、営業の振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図る必要がある。

2 事業概要及び財源

(単位:千円)

	事業内訳	概要	令和7年度 予算額	令和6年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	生活衛生関係営業育成指導事業費	生衛業者の経営・融資等に関する相談・指導体制の整備を図るため、(公財)秋田県生活衛生営業指導センターの運営及び事業経費に対して助成する。	23,006	20,817	
2					
3					
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	23,006	20,817	0
国庫補助金	生活衛生関係営業対策事業費補助金		11,503	10,408	
県債					
その他					
一般財源			11,503	10,409	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	経営・融資等相談件数(件)【成果指標】									
指標式	経営・融資等相談件数									
出典	生活衛生課調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標a			430	430	430	430	430	500	500	500
実績b			318	472	483	506	515			
b/a			74.0%	109.8%	112.3%	117.7%	119.8%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名	研修会、講習会等への参加人数(人)【成果指標】									
指標式	研修会、講習会等への参加人数									
出典	生活衛生課調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標a			400	400	400	400	400	400	400	400
実績b			375	215	258	269	269			
b/a			93.8%	53.8%	64.5%	67.3%	67.3%	0.0%	0.0%	0.0%

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	生衛業者からの相談に対する助言や指導を通じて、経営の健全化、衛生水準の維持向上を図るとともに、利用者・消費者のニーズに対応し、生衛業全般の健全な発展に寄与している。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	b	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	(公財) 全国生活衛生営業指導センターが提供するオンラインでの経営アドバイス、融資情報、相談事例等の情報を業務に活用している。また、生衛業者や消費者向けに、融資、税制、景気動向、各種試験、研修案内等についてインターネットを活用した情報発信を行い、正確で迅速な情報の提供に努めている。
----	---	----	---

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	(※前回 参考 結果)	B
----	---	-------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

人口減少や少子高齢化による利用者の減少、経営者の高齢化など、生衛業の経営を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、将来に向けた経営の安定化や後継者の確保も困難な状況である。これまでも後継者の育成を図るための体験実習等を行っているが、今後の業界を巡る見通しや少子化の影響もあり、参加者は目標数を下回る状況が続いている。

(2) 今後の対応方針

(公財) 秋田県生活衛生営業指導センターは、これまでも生衛業者の経営の安定化、衛生水準の維持向上、後継者の育成などに重要な役割を果たしており、今後も市町村や業界団体と連携し、生衛業者との情報交換を密に行いながら、相談・指導体制の充実を図るとともに、後継者育成に向けた中学校や高校への働き掛けをこれまで以上に進めていく。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		【総合評価の判定基準】 「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの 「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの
----	--	---

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和7年度)

政策	8 生活環境				
目指す姿	3 安らげる生活基盤の創出				
施策の方向性	② 良好な生活排水処理基盤の整備				
事業名	合併処理浄化槽設置整備事業費			事業年度	H3 年度～年度
部局名	建設部	課室名	下水道マネジメント推進課		
チーム名	調整・広域・共同推進チーム				

1 事業実施の背景及び目的

公共用水域の水質の保全及び快適な生活の確保のため、公共下水道、集落排水等の生活排水処理施設の整備と並行し合併処理浄化槽の整備が必要となる。市町村が実施する事業に対し国や県が補助を行い、設置主体である県民負担を軽減させ、設置促進・普及させる。県全体において生活排水処理施設を普及させることが目的である。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和7年度 予算額	令和6年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	合併処理浄化槽設置整備事業費	合併処理浄化槽を設置する者に費用の一部を補助する市町村に対し補助金を交付する。	92,015	60,368	
2					
3					
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳 左の説明			92,015	60,368	0
国庫補助金					
県債					
その他					
一般財源			92,015	60,368	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	浄化槽処理人口普及率(%)【成果指標】									
指標式	$(\text{処理人口} / \text{計画処理人口}) \times 100$									
出典	下水道マネジメント推進課調べ									
把握時期	翌年度4月									
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標a			11.1	11.2	11.2	11.3	11.4	11.5	11.5	11.5
実績b			11.4	11.1	11.1	11.6	11.6			
b/a			102.7%	99.1%	99.1%	102.7%	101.8%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1)必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	b	理由	公共用水域の水質を保全することは、県民の安全な生活基盤を確保するうえで欠くことのできないものであり、浄化槽設置者への経済的負担の軽減を図る必要がある。
----	---	----	---

(判定基準)a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2)有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	
----	---	----	--

(判定基準)a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3)効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	浄化槽設置にあたっては、住宅の延べ面積のみから規模を算定するのではなく、実居住人数や将来の居住人数を考慮したうえで規模を決定している。
----	---	----	---

(判定基準)a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4)総合評価

判定	B	(※ 前 回 の 考 え の 結 果)	B
----	---	---	---

【総合評価の判定基準】

「A」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
「B」:「A」、「C」以外の判定のもの
「C」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1)事業推進上の課題

合併処理浄化槽を含む生活排水処理施設の整備は着実に進んでいるものの、秋田県の汚水処理人口普及率は令和5年度末で89.6%であり、全国平均の93.3%に比べていまだに立ち後れている。

(2)今後の対応方針

令和4年度に見直した秋田県生活排水処理構想において、急速に進む人口減少への対応として、効率的かつ経済的な整備手法を設定し、集合処理から個別処理へと方式を変更したエリアがあるため、合併処理浄化槽のシェアが拡大している。このことから今後も継続的に補助を行い、合併処理浄化槽の整備促進を図るため、市町村と連携しPR活動に努める。

6 事後評価

(1)有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準)a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2)効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準)a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3)総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

「A」:「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
「B」:「A」、「C」以外の判定のもの
「C」:「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--	--